

■入院基本料に関する事項

当院は厚生労働大臣が定める入院基本料等の施設基準による看護を行っている保険医療機関です。

○ 一般病棟入院基本料 急性期一般入院料 1

入院患者 7 人に対し 1 名以上の看護職員を配置しています。

○ 結核病棟入院基本料（7 対 1 入院基本料）

入院患者 7 人に対し 1 名以上の看護職員を配置しています。

○ 救命救急入院料 4

入院患者 2 人に対し常時 1 名以上の看護職員を配置しています。

○ 救命救急入院料 3

入院患者 4 人に対し常時 1 名以上の看護職員を配置しています。

○ 新生児特定集中治療室管理料 1

入院患者 3 人に対し常時 1 名以上の看護職員を配置しています。

○ 新生児治療回復室入院医療管理料

入院患者 6 人に対し常時 1 名以上の看護職員を配置しています。

○ 小児入院医療管理料 3

入院患者 7 人に対し 1 名以上の看護職員を配置しています。

○ 緩和ケア病棟入院料 1

入院患者 7 人に対し 1 名以上の看護職員を配置しています。

○ 急性期看護補助体制加算 2.5 対 1（看護補助者 5 割以上）、夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算、夜間看護体制加算緩和ケア病棟入院料 1

入院患者 25 人に対し 1 名以上の看護補助者を配置しています。

夜勤時間帯に看護補助者を配置し、夜間は入院患者 100 人に対し 1 名以上の看護補助者を配置しています。

※時間帯毎の配置については各病棟に掲示しています。

※当院は、上記基準の実施病院ですので患者さんのご負担による付添看護は認めておりません。